

第七一回

参第七号

公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、障害児教育諸学校における教育の特殊事情にかんがみ、国が必要な経費を負担することにより、障害児教育諸学校における義務教育の円滑な実施を確保するとともに、障害児教育の普及及びその水準の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害児教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する盲学校、聾学校又は養護学校をいう。

（職員の給与費等の国庫負担）

第三条 国は、毎年度、都道府県ごとに、公立の障害児教育諸学校の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に掲げる職員をいう。）に係る次の各号に掲げる経費について、その実支出額の三分の二を負担する。ただし、特別の事情があるときは、都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

- 一 市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する給料その他の給与（退職年金を除く。）に要する経費
- 二 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第二項の規定により長期給付に要する費用について負担する経費
- 三 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第四十九条の規定により地方公務員災害補償基金に対して負担すべき負担金のうち、補償に要する費用に係る部分に要する経費
- 四 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の定めるところによる児童手当の支給に要する経費

第四条 国は、毎年度、都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村ごとに、その設置する障害児教育諸学校の次の表の上欄に掲げる職員に係る前条第一号に掲げる経費（時間外勤務手当に要する経費を含む。）及び同条第二号から第四号までに掲げる経費について、その実支出額の三分の二を負担する。ただし、その負担額は、次の表の上欄に掲げる職員の種類ごとに、政令の定める額に当該職員の種類に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た額の三分の二を限度とする。

上 欄	下 欄
高等部に置かれる専門教育を主とする学科において実習に必要な施設、設備等の整備、維持、管理等に従事する職員	専門教育を主とする学科を置く障害児教育諸学校の高等部の数に一を乗じて得た数
学校給食に従事する栄養士又は寄宿舎において給食に従事する栄養士	学校給食の実施に必要な施設及び設備を有し、当該施設及び設備を用いて学校給食を実施する障害児教育諸学校（以下この表において「給食施設設置校」）

	という。)の数に一を乗じて得た数と、給食施設設置校以外の学校給食を実施する障害児教育諸学校の数に文部省令の定める数を乗じて得た数と、給食施設設置校以外の障害児教育諸学校で寄宿舎を設けるものの数に一を乗じて得た数との合計数
養護学校の寄宿舎において病弱者である幼児、児童又は生徒の療養上の世話に従事する看護婦	病弱者である幼児、児童又は生徒を保育し、又は教育する養護学校で寄宿舎を設けるものの数に二を乗じて得た数
通学の用に供する自動車の運転に従事する職員	障害児教育諸学校の幼児、児童又は生徒の通学の用に供する自動車の総数に一を乗じて得た数と当該自動車を幼児、児童又は生徒の通学の用に供している障害児教育諸学校の数に一を乗じて得た数との合計数
し 肢体不自由者である幼児、児童若しくは生徒又は心身の故障を二以上あわせ有する幼児、児童若しくは生徒の介助に従事する職員	し 肢体不自由である幼児、児童又は生徒で編制する養護学校の学級の総数に一を乗じて得た数と文部大臣が定める心身の故障を二以上あわせ有する幼児、児童又は生徒で編制する障害児教育諸学校の学級(肢体不自由者である幼児、児童又は生徒で編制する養護学校の学級を除く。)の総数に一を乗じて得た数との合計数
通学の用に供する自動車に乗務して幼児、児童又は生徒の乗降等を助ける職員	障害児教育諸学校の幼児、児童又は生徒の通学の用に供する自動車の総数に一を乗じて得た数
障害児教育諸学校において学校給食の作業に従事する職員	給食施設設置校の数に二を乗じて得た数と、幼児、児童又は生徒の数が百人をこえる給食施設設置校ごとにその幼児、児童又は生徒の数から百を減じて得た数に六十分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)を合算した数と、学校給食を実施する給食施設設置校以外の障害児教育諸学校の数に文部省令の定める数を乗じて得た数との合計数
寄宿舎において給食作業に従事する職員	寄宿舎を設ける障害児教育諸学校の数に五を乗じて得た数と寄宿舎に寄宿する幼児、児童又は生徒の数が百人をこえる障害児教育諸学校ごとにその幼児、児童又は生徒の数から百を減じて得た数に三十分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)を合算した数との合計数
火災、盗難等を防止するための警備に従事する職員	障害児教育諸学校の数に二を乗じて得た数と寄宿舎を設ける障害児教育諸学校の数に二を乗じて得た数との合計数
清掃その他の作業に従事する職員	障害児教育諸学校ごとにその学級数に六十分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)を合算した数と寄宿舎を設ける障害児教育諸学校ごとにその寄宿舎に寄宿する幼児、児童又は生徒の数に三十分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)を合算した数との合計数

2 前項ただし書の政令の定める額は、国の職員で同項の表の上欄に掲げる職員の職務に類似する職務に従事するものの給与等を考慮して定められたものでなければならない。

3 第一項の規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

(教材費の国庫負担)

第五条 国は、毎年度、都道府県及び市町村ごとに、その設置する障害児教育諸学校にお

ける教育の教材に要する経費（理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条に規定する理科に関する教育に係る経費を除く。）の三分の二を負担する。ただし、その負担額は、政令の定めるところにより、幼児、児童又は生徒の心身の故障の区分に応じ、幼児、児童又は生徒の数を基礎として、障害児教育諸学校ごとに算定した額の合算額の三分の二を限度とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

（地方財政法の一部改正）

- 2 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「義務教育職員」を「小学校、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教職員」に、「義務教育の教材」を「小学校、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校における教育の教材」に改め、同条第一号の二中「義務教育職員」を「小学校、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教職員」に改める。

第三十四条第一項第四号及び第五号を次のように改める。

四及び五 削除

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

- 3 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

市町村立の小学校及び中学校に係る経費の国庫負担に関する法律

第一条中「この法律は、」の下に「市町村立の小学校及び中学校に係る」を加える。

第二条各号列記以外の部分中「公立」を「市（特別区を含む。以下同じ。）町村立」に改め、「並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部（以下「義務教育諸学校」という。）」を削り、同条第一号中「市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「公立の義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「公立の義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「公立の義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、同号を同条第五号とする。

第三条中「各都道府県及び市町村」を「各市町村」に、「設置する義務教育諸学校」を「設置する小学校及び中学校」に、「義務教育諸学校の種類」を「学校の種類」に改め、「（盲学校及び聾学校にあつては、児童及び生徒）」を削る。

附則第二項及び第三項中「公立の義務教育諸学校」を「市町村立の小学校及び中学校」に改める。

（義務教育費国庫負担法の一部改正に伴う経過措置）

- 4 前項の規定による改正前の義務教育費国庫負担法第二条及び第三条の規定による昭和四十八年度以前の予算に係る国庫負担金（公立の盲学校及び聾学校に係るものに限る。）に関しては、なお従前の例による。
- 5 第三項の規定による改正前の義務教育費国庫負担法第二条第一号及び第二号に掲げる経費で退職年金に係るもの、同条第三号に掲げる経費並びに附則第二項及び第三項に規定する経費で公立の盲学校及び聾学校の職員に係るものについての国の負担に関しては、なお従前の例による。
（理科教育振興法の一部改正）
- 6 理科教育振興法の一部を次のように改正する。
第九条第一項第一号中「義務教育費国庫負担法」を「市町村立の小学校及び中学校に係る経費の国庫負担に関する法律」に、「公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）」を「公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律（昭和四十八年法律第 号）」に改める。
（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）
- 7 公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。
第一条中「、教職員の給料その他の給与」及び「及び都道府県」を削る。
第四条から第六条までを削り、第七条を第四条とする。
附則第六項及び第七項を削り、附則第八項を附則第六項とし、附則第九項を附則第七項とする。
（公立養護学校整備特別措置法の一部改正に伴う経過措置）
- 8 前項の規定による改正前の公立養護学校整備特別措置法第五条及び第六条の規定による昭和四十八年度以前の予算に係る国庫負担金に関しては、なお従前の例による。
- 9 第七項の規定による改正前の公立養護学校整備特別措置法第五条第一号に掲げる経費で退職年金に係るもの、同条第二号に掲げる経費並びに附則第六項及び第七項に規定する経費についての国の負担に関しては、なお従前の例による。
（地方公務員等共済組合法の一部改正）
- 10 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。
第二十五条第二項中「義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第二条に規定する義務教育諸学校並びに」を「小学校、中学校、盲学校、聾学校及び」に改め、「の小学部及び中学部」を削る。

理 由

障害児教育諸学校における義務教育の円滑な実施を確保するとともに、障害児教育の普及及びその水準の向上を図るため、国が障害児教育諸学校の職員の給与費等の経費の三分の二を負担することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十九年度において約百六十八億八千五百万円の見込みである。